

大館市育児休業取得支援助成事業のご案内

大館市では、働くかたの育児休業の取得を支援するため、育児休業を推進している事業所に助成金を支給しています。ぜひご活用ください。

対象事業所

必ず
該当

育児休業^{※1}を6か月以上取得した従業員^{※2}がいること

※1 育児休業とは、原則産後休業を含みます。詳しくは裏面Q7をご覧ください。

※2 直接雇用であって、原則本人と子の住所が大館市にある従業員が対象です。



+

どちらか
1つ該当

①国の育児休業等支援コース助成金の支給を受けている中小企業^{※3}であること

②大館市働くパパママ応援企業の認定を受けている中小企業^{※3}であること

※3 中小企業とは、中小企業基本法における中小企業（下表区分ごとのa、bのいずれかに該当）であって、会社法上の会社を指します。

区分	小売業（飲食店含む）	サービス業	卸売業	その他の業種
a. 資本または出資の額	5千万円以下	5千万円以下	1億円以下	3億円以下
b. 常用労働者数	50人以下	100人以下	100人以下	300人以下

助成金

(A) 育児休業^{※1}取得期間が6か月に達した従業員……………1名当たり15万円

(B) 育児休業^{※1}取得期間が1年に達した従業員（Aと重複可）……1名当たり15万円

※ただし年度内で2名が上限（このうち有期契約労働者は1名が上限）となります

※対象となる従業員は平成30年4月1日以降に育児休業^{※1}を開始した従業員となります

〔注〕従業員は、育児休業終了後、6か月以上雇用する必要があります。

申請方法

次の申請書等を、(A) または (B) に該当した日^{※4}から1か月以内に、

子ども課へ提出してください。 ※4 大館市に住所がない従業員については裏面Q2をご覧ください

提出書類	申請書（市様式）
	育児休業証明書兼同意書（市様式）
	対象従業員が提出した育児休業申出書の写し
	対象従業員の雇用保険被保険者証の写し
	〔①に該当する企業〕 両立支援等助成金支給決定通知書の写し

※支給決定となった場合、申請から1か月程度で助成金を支給します

要件等について裏面のQ&Aもご覧ください

◆お問い合わせ先◆

大館市 福祉部 子ども課 子育て支援係

電話：0186-43-7053

E-mail: kosodate@city.odate.lg.jp

大館市育児休業取得支援助成事業Q & A



Q1	従業員は、いつの時点で大館市に住所があればいいの？
A1	育児休業 ^{※1} を取得した時点となります。
Q2	里帰り出産により転出した場合（大館市に住所が無い場合）は、対象とならないの？
A2	育児休業終了日の翌日時点で大館市に住所があれば対象となります。この場合、育児休業終了日の翌日から1か月以内に申請してください。 なお、大館市に住所を異動する前に、次の子の妊娠による産前休業となった場合は、助成対象となりませんので、ご注意ください。（次の子の育児休業終了後に大館市に住所を異動した場合には、申請可能です。）
Q3	従業員が育児休業を取得する予定だけれど、申請は可能？
A3	育児休業 ^{※1} が実際に6か月（1年）経過した後、1か月以内に申請していただく必要があります。6か月（1年）経過する前の「予定の段階」での申請はできません。
Q4	育児休業を取得した後でも、大館市働くパパママ応援企業の認定を受けたら申請できるの？
A4	申請できます。「国の育児休業等支援コース助成金の支給を受けていること」、または「大館市働くパパママ応援企業の認定を受けていること」とは、申請時点を指します。 ただし、A3に記載のとおり、申請期間は育児休業 ^{※1} が6か月（1年）経過した後、1か月以内となっていますので、この申請時点で受けている必要があります。 なお、大館市働くパパママ応援企業の認定申請は随時受付しております。 ※詳しくはこちら http://odate-city.jp/kosodate/measure/papamama.jsp
Q5	大館市働くパパママ応援企業で資本金等のない事業所は、どのように中小企業と判断するの？
A5	「常用労働者数」で判断します。どの業種に該当するか不明な場合は、お問い合わせください。
Q6	支店だけで、中小企業と判断されるの？
A6	中小企業の判断は、支店だけでなく本社などを含めた会社全体で判断します。
Q7	育児休業期間とは、具体的にどの期間を指すの？
A7	育児休業期間は、「連続する期間」であって、「子どもが満1歳になる日の月末までの期間」となります。また、産後休業に引き続き育児休業を取得する場合は、産後休業の期間を含みます。
Q8	同じ従業員について、6か月経過と1年経過の両方で申請した場合、2名とカウントされるの？
A8	同じ年度内の申請であれば、1名とカウントします。
Q9	育児休業を取得している従業員が、育児休業中に妊娠し、育児休業が1年経過する前に、産前休業となった場合、1年経過した時（表面のB）の助成金は申請できないの？
A9	申請できません。なお、妊娠した子どもの育児休業 ^{※1} については、6か月経過時点と1年経過時点の両方で、再度助成金の対象となります。
Q10	申請対象の従業員数の上限は、どのように判断するの？
A10	上限は、「無期契約労働者2名」か「無期契約労働者1名、有期契約労働者1名」となります。契約の無期・有期は、申請時点で判断します。